

令和3年度第1回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年4月12日（月）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開 会 令和3年4月12日午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	2番 土山 秋吉	4番 徳永 章
5番 中嶋 英徳	6番 石井 裕	7番 嶋田 正忠
8番 宮本 静子	9番 木山 倫彦	10番 増岡美知子

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	城戸 祐樹
長洲・清里区域	坂井 隆浩	濱崎 伸二	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

3番 坂本 正祐

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	書記	前田 敦
農業委員会事務局	書記	濱井 翔太
農林水産課	課長補佐	鈴木 康博
農林水産課	課長補佐	馬場 隆輔

10. 提 出 議 案

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

報告第3号 農地法第3条第1項の規定による許可について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について

その他

事務局… それでは、改めまして、ただいまから令和3年度第1回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、濱北会長から御挨拶をお願いします。

濱北会長… 改めまして、おはようございます。

いよいよ4月に入り、令和3年度が始まります。私、実は4月1日の、皆さんも御存じのとおり、辞令交付に、緊張しながら出席をさせていただきました。今、名前が紹介されましたとおり、私が辞令を渡したわけですが、木原君には、4年8か月、先ほども話がありましたように、4年8か月も在籍しておられまして、お礼を申し上げ、手渡しをしたわけです。それから、前田君にも、今後ともよろしく申し上げますということで、辞令を＝ ＝にいたしました。

それから、先ほど課長からもありました、濱井君が、話がありましたように、0.5人分をいただきましたので、後で町長にもお礼を申し上げ、行ったわけですが、こういうメンバーで、今年度もよろしく頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、第1回定例会をただいまより開催いたします。

事務局… それでは、本日の欠席委員を御報告いたします。3番坂本委員より欠席の届出の連絡があっております。

本日の出席委員は10名中9名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき会長が会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長にお願いします。

濱北会長… それでは、これより議事に入ります。

本日の提出議案は、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、報告第3号「農地法第3条第1項の規定による許可について」、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第4号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条の第2項の規定につき、本日の議事録署名委員は、8番宮本委員、9番木山委員にお願いをいたします。

それでは、早速議事に入ります。

1 ページです。報告第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の移動の届出について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局… それでは、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の移動の届出がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の 1 ページ、受付番号が 3 番になります。

届出人、届出地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

簡単ですが、以上で報告第 1 号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。

ありません の声有

濱北会長… ありがとうございます。なければ、報告第 1 号を終わります。

次に進みます。2 ページです。

報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局… それでは、報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の 2 ページ、受付番号が 16 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約というふうになっております。

以上で報告第 2 号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。この件について、何か質問等ございますか。

ありません の声有

濱北会長… ありがとうございます。なければ、報告第 2 号を終わります。

次に進みます。3 ページです。

報告第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

事務局… それでは、報告第 3 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について次のとおり報告いたします。

議案書の3ページから6ページ、受付番号23番になります。こちらの案件は、さきの委員会のほうで出てきた内容ですが、説明をさせていただきます。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については、議案書に記載のとおりです。令和2年度第12回長洲町農業委員会定例総会での議案第46号で御審議をいただき、議決をいただいた件でございます。

農地の買受適格証明につきまして、申請人が最高価格買受申出人になりましたので、申請地を落札しております。つきましては、農地法第3条の許可申請が必要になりますが、さきの議決で、会長専決の議決をいただいております。

申請内容が、買受適格証明願の内容と異なっておりませんでしたので、令和3年3月29日付で、許可書を交付しております。

以上で報告第3号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

ありません の声有

濱北会長… ありがとうございます。なければ、報告第3号を終わります。次に進みます。7ページです。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局… 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出いたします。

議案書の9、10ページ、受付番号は22番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については、議案書に記載のとおりです。申請地は、旧六栄保育所北東側になります。

申請内容、許可基準等について御説明をいたします。

説明資料の1、2ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、贈与による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積1万9,520㎡。農作業歴31年の経験があり、家族3人で作業を行っておられます。

申請地はこれまでどおり農地として使用し、今後も全ての農地を利用するという事です。

機械の所有状況でございますが、トラクター2台、田植機1台、コンバ

イン1台、乾燥機1台、営農トラック1台を所有されています。

通作距離につきましては、自宅から徒歩で15分ということです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺は住宅のため、住宅及び住民等に迷惑をかけないように作業し、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従うということです。

また、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業の区役に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めるということです。

以上、受付番号22番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。補足説明を、農業委員10番の増岡委員にお願いいたします。

増岡委員… 10番増岡が申します。9番と10番のを見ながら説明いたしますが、大体が成仁病院に行くような道のところから、ちょっと右手に入って、立野とのちょっと境界線になりますね。ちょっと細い道を右折するという形ですね。それで、こっち左側のほうは立野で、お花屋さんがあったりとか、立野入り口公園に行く道のところをですね。そこで行ったところ、もう本当に前から作ってありましたし、本当にこちらのほうの畑は、ちょっと麦が終わっていて、ずっと耕作して何ら問題はないと思います。相続ということで、名義が変わっただけでありますので、何ら問題はないかと思えます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の城戸推進委員に意見を伺います。

城戸推進委員… 推進委員の城戸です。先ほど説明がありましたとおり、何の支障もないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局と農業委員、それから担当推進委員から説明がございました。この件について何か質問等はございますか。ないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、採決をします。議案第1号、受付番号22番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号、受付番号22番は、原案のとおり決定し、許可書を交付いたします。

次に進みます。11ページです。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局… それでは、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。

議案書の13、14ページ、受付番号7番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は、日立造船清源寮北側になります。

本申請は既に事業が完了しているため、追認案件となります。なお、無断で転用されたことに対する始末書が添付をされております。

許可基準等について御説明をいたします。

説明資料の3、4ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅に付随する倉庫及び庭に伴います、敷地拡張となっております。

申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と判断しており、申請地のほか、適当な代替地がない場合には原則として許可できることとなっております。

併せまして、農地法第4条第6項第1号に掲げる場合の、同項ただし書及び同法施行令第4条第1項第2号ハ、及び同法施行規則第35条第5号の規定にする、既存施設の拡張に該当すると考えられ、原則許可となると考えております。

資力及び申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、既に事業が完了しているため、該当がございません。

計画面積の妥当性ですが、個人住宅の敷地拡張に伴うものであり、申請面積が既存宅地面積の2分の1を超えていないこと、間知ブロックゼキのり面、50㎡ございますが――を差し引いた面積、475.99㎡が、非農家住宅基準面積のおおむね500㎡を下回るため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等の農に係る営農条件への支障の有無につきましては、既に周囲には間知ブロックとコンクリートブロックが設置されているため、土砂流出はなく、周辺には農地がないため、周辺農地には影響がないということです。万が一周辺農地に影響を及ぼした場合は責任を持って対応すると

いうことでございます。

その他、給水、生活雑排水及び汚水はなく、雨水は地下浸透ということ
です。

以上、受付番号7番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。補
足説明を農業委員の9番木山委員にお願いいたします。

木山委員… 9番木山です。場所は日立造船清源寮の北側に堤がありまして、そ
の北側になります。先ほど説明がありましたとおり、何ら問題はないと思
います。なお、さっき聞いた話では、売り家になっているということ
です。審議のほどよろしく申し上げます。

= =… 売買するけんが、農地ば、畑ば、宅地に変えて。

= =委員… 変えたいということよね。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の楠田推進委
員に御意見を伺います。

楠田推進委員… 楠田です。今、木山委員から報告のありましたとおり、あの家
は、多分、もう30年、40年前にあったと思われまして。小さか畑があつて、
そこにその親父さんが大分、= =になったので、倉庫みたいにし
て、そこを作業場に一時はやっておられました。7日の日、確認に行きま
したところ、息子さんが家で、パソコンで仕事をされておられて、=
=あそこを通りましたら、もう売り家の看板が一応出ておりま
したので報告します。

以上です。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局、農業委員、担当推進委員の
ほうから説明がありました。この件について何か質問等はございますか。
ないですか。

ありません の声有

濱北会長… ありがとうございます。なければ、採決をします。

議案第2号、受付番号7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号、受付番
号7番は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。
次に進みます。15ページです。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

事務局… それでは、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について次のとおり提出をいたします。

議案書の17、18ページ、受付番号29番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりです。申請地は長洲小学校東側になります。

許可基準等について御説明をいたします。

説明資料の5ページ、6ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、宅地分譲地6区画建設に伴う売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域であるため、第3種農地と判断しており、原則許可になります。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書による残高が、事業費を超過しているため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和3年6月1日より着工予定、令和4年3月31日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、6区画分の宅地分譲地及び通路を建設するもので、各区画が非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断をしております。

なお、隣接地を、許可後、分筆し、通路として利用するという事です。隣接地の所有者は譲渡人であり、本申請許可後に所有権持分2分の1を移転するという事です。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、申請地に盛土工事を実施しますが、周囲にはコンクリートL字擁壁と土留めブロックを構築し、土砂流出がないようにするという事です。

建物は敷地境界から後退して建てられるということで、周辺農地への日照、通風、耕作等への影響はないということです。万が一周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するという事です。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は宅地

部分は自然浸透、通路部分は南側水路に放流ということでございます。

以上、受付番号29番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員8番の宮本委員にお願いいたします。

宮本委員… 8番の宮本です。ちょっと時間がなくて、今朝、農地を見に行っただんですけど、周りにはもう住宅地で、そこ何枚かが農地がありました。車が入る道路がないのに、ちょっとないなというのを思いましたが、通路を造られるということですので、別に支障はないのかなと思いました。

審議のほどよろしく申し上げます。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の濱崎推進委員に意見を伺います。

濱崎推進委員… 推進委員の濱崎です。現地はもう既に埋め立てられていて、グランドゴルフ場で使われております。問題ないかと思えます。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局、農業委員、それから担当推進委員より説明がございました。この件について何か質問等がございますか。

増岡委員… 10番増岡です。

濱北会長… はい、どうぞ。

増岡委員… ちょっと質問なんですけど、南北に、田んぼか畑かちょっとありますよね。農地がありますよね。農作業をするときに、例えば、何を植えるか分からないけれども、そういうふうな、農業をする人のほうが気を遣って、消毒やら何からしなきゃいけないのかな。それとも、今どのように、そこは耕作されているのか。いずれは、そういうふうな宅地になっていくのかと思ってですね。だんだん、農地がそういうふうな、宅地にしても、住宅地になっているからあれですけど、農地で残っているところは、今後またそういうふうな宅地になる予定があるのか。そういうところがちょっと不明なのでお聞きしたいです。

事務局… それでは、事務局のほうからですね。この周りも、ほぼほぼ耕作をされている、環境整備はされていると思うんですが、何かを作られているという感じではなかったんですよね。周りにはもう宅地になってしまっているような状態でした。

増岡委員… はい、分かりました。

濱北会長… どうぞ。

嶋田委員… 7番嶋田です。この点線を打ってありますよね。……、これは通路になるわけですか。こちらのほうの。

事務局… はい。これは通路になります。

嶋田委員… 何で点線を引っ張って書いてあるわけですか。こっち、右側の通路は、もう実線で引っ張ってありますけど……。

事務局… ここ右側が、まだ車が通れるような感じじゃないんですよ。車が通るために、こちらの点線の部分を通路に今後されるという。

嶋田委員… 予定ということですね。

事務局… 予定です。予定です。

嶋田委員… 分かりました。はい。

= =委員… 左側はまだ家が建つとらんとでしよう。宅地になつとるばつてん。

事務局… いや、建っています。

増岡委員… 建ってる。その宅地の一部でしよう。

事務局… はい。

= =委員… 本人さんでしょうか。

事務局… そこが、さっき言ったごて、今後、本人さんだけがちょっと通路用に対応していく。対応というか、もう宅地ばつてんが、通路にするということです。点線のところを。

= =委員… 左側の家の前は、こっちの地主さんのところに行くために、道がさしよりあって、そのまま真つすぐ持ってこらすというこつか。

事務局… はい。

= =委員… そがんですよね。

事務局… 右のフェリーの、いわゆる = =の近く、ここが入り口で狭かですよ。こっちから入られんけんが、多分こっちの西側ですかね、こっちのほうに造るということだと思います。

= =委員… それだけの車が通れるぐらいの道幅ができるわけですか。

事務局… 一応それを確保するということですね。もうこの右側のほうからは、もうほとんど車通れないんですよ。

= =委員… ですよ。この点線を引っ張ってあるところを、車を通すという計画ですか。

事務局… 通れるように、はい。

= =委員… 今、予定でしようね。

宮本委員… バイク1台でやっと通って行きました。どこから入るんだろうと思
って、私も＝＝。

増岡委員… これだったら、畑するのにも、ちょっと入れないんじゃないですか
ね。

＝＝… そうですね。

増岡委員… 私、そう思います。

＝＝… 工事をする上で、車は入っとですか。

事務局… 農地が。

＝＝… もう農地がない＝＝。

事務局… 工事ができるようになったら、多分この通路を先にされると思いま
す、はい。

＝＝… そがんせんと、建築許可がまず下りらんと思うとですね。

＝＝… ですよ。

事務局… だけん、多分、この農転がまず認められんと、その計画も出来んけ
んが、恐らく、ここで認めて、流れとしては、通路のほうがかかってだ
と思います。

＝＝委員… 順番がですね。分かりました。

＝＝… すいません。6区画と書いてあるばってんたい。Aはどこあつ
とやろうか。B、C、D、E、Fまであるばってん、Aのなかつたいな。
5軒しか建たんとやなか。

＝＝… Aは地下やろ。

＝＝… 5軒しかなかじゃなかと。2、4、5軒しか……。Aのなかつ
たいな。どがん、＝＝。＝＝。＝＝しかなかもんね。Bから
Fまで、1、2、3、4、5しかなかつたいな。

＝＝… Bの横やろ。

＝＝… ＝＝書いてあるばってんが。

＝＝… ああ、手前で、コンクリートブロックって書いてあんね。これ、
ブロックじゃけん。

＝＝… いや、これ書き忘れとらすとよ。大体、この7の2のところ
がAでしょう。

増岡委員… 多分、そこがAよね。私もそう思って見たんだけど。

＝＝… 7の2って。

＝＝… 2407の2が。

= … ばってん、2470の2が家の建つとるもん。家が建つとるじゃん。
= … 地主さんの旦那さんの家かな。何かです。多分、Aと言ったら、このコンクリートブロックばAとしてあるもん。

= … = =。

= … まあ、よかばってんね。 = =。

= … もう実質的、周りはほとんど、田とか畑、池沼は池沼やろうばってん、あと、 = =と書いてあるばってん。ぎゃんとこも、多分宅地になってしまうとやろうね。

= … 今、耕作はしてないです。

増岡委員… そうだろうねと思って、私も。

= … されんような。

増岡委員… されんようになってる。それだけ質問した。もう宅地になっていくんだろうねって。

= … あの一带はもうずっと家建てよるけんね。

= 委員… そう思って、 = =の質問したとこだった。

= … おどんげもね、ぎゃあんして宅地になるならよかばってん。宅地にならんもんね。

濱北会長… ほかにございませんか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、採決をします。

議案第3号、受付番号29番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号、受付番号29番は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。受付番号30番です。事務局より説明をお願いします。

事務局… それでは、議案書19ページ、20ページです。受付番号30番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりです。申請地は長洲町役場北側になります。

許可基準等について御説明をいたします。

説明資料の7ページ、8ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、店舗建設に伴う借地権設定となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用

途地域に定められた地域であるため、第3種農地と判断しており、原則許可となります。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書による残高が、事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和3年6月1日より着工予定、令和3年7月31日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、プレハブによる店舗及び駐車場3台分ほどのスペースであり、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、申請地は隣接する境界にはブロックが設置されており、敷地高は隣接する町道と同じ高さのため土砂流出はないということです。

周囲に農地はなく、規模の小さな店舗のため、周辺農地への影響はないということです。万が一周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するという事です。

その他、給水、生活雑排水及び汚水はなく、雨水は自然浸透ということです。

以上、受付番号30番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。補足説明を、農業委員の8番宮本委員にお願いいたします。

宮本委員… 役場を出られて、スーパートクナガの信号の角になります。周りはいもう住宅地で、そこだけが農地なので、何ら問題はないかと思われます。

御審議のほどよろしくお願ひします。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の濱崎推進委員に意見を伺います。

濱崎推進委員… 推進委員の濱崎です。以前は花とかが植えてありました。＝
＝と思います。よろしくお願ひします。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局、農業委員、それから、担当推進委員から説明がございました。この件について、何か質問等はございますか。

増岡委員… ちょっと気になっていた増岡でございますが、あそこは以前フカノさんのお父さんが町民会議の委員であって、あそこでお花植えというんで、

とてもきれいにされてたんです。そして、御主人が亡くなられて、奥さんが使われとって、そのまま。2年前にもう全部更地にして返してくれということで、私も看板を立ててたんですけど、2年前にして、じゃあ何ができるのかなと思っていたら、もう草ぼうぼうだったでしょう。もうそんな信号の真前で、町のところでなったら、やはり美観がすごく悪いですよ。もう何でこんな、多分相続の関係で、息子さんに移ったんだらうと思うんですけど、もう本当にね、あそこは、きれいにしたいのに恥だと思っていたんですけど、今度、やっと2年たって、貸店舗があるということだった。少しはきれいになるのかなと思います。貸店舗って何屋さんなんでしょう、ちなみに。

= =委員… パン屋だろ。

事務局… 事務局のほうから。焼き鳥屋さんだそうですね。

増岡委員… 分かりました。やっと草。もうあそこね、本当に目立つところなのに……。

= =委員… パン屋とは違うと。

事務局… 持ち帰り用の。

= =委員… = =とは違うと。いっちょん見ないじゃろ、イイダ。

= =委員… コウダさんでしょう。

= =委員… コウダか。イイダと違うか。

増岡委員… ちょっときれいになっているのは、ほっとした。本当に何かそういうふうになるときは、目立つところだから、やっぱりどうにかならんかなと思ってたところだから。はい、分かりました。すいません。ちょっと、かえってよかったかなと思う。

= =… あそこはきれいになっですよ。きれいになる。

増岡委員… きれいになるですね、はい。とても2年間も、すごく曲がるたんびに思っていました。きれいになつと = =。

濱北会長… ほかにございませんか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、採決をしていいですか。

はい の声有

濱北会長… 議案第3号、受付番号30番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号、受付番号30番は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。受付番号31番です。事務局より説明を求めます。

事務局… それでは、議案書21、22ページ、受付番号31番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりです。申請地は腹赤小学校北東側になります。

許可基準等について御説明をいたします。

説明資料の9ページ、10ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、資材置場兼倉庫建築に伴う使用賃借権の設定となっております。

申請地の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断しており、原則不許可になりますが、例外的に許可できる場合が定められております。

例外要件につきましては、農地法第4条第6項第1号に掲げる場合の、同項ただし書及び同法施行令第4条第1項第2号イ及び同法施行規則第33条第4号の規定に基づき、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に設置されるもの、いわゆる集落接続に当たるため、不許可の例外に該当すると思われま

す。資力及び申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、既に事業が完了しているため、該当がございません。

計画面積の妥当性につきましては、ビニールハウス資材置場、倉庫3棟、駐車場等に必要な面積のため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、北側に農地があるが、申請地よりやや高いため、土砂流出等はないということです。

また、既に事業が完了しているため、周辺農地に影響はないということです。万が一周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するというところでございます。

その他、給水、生活雑排水及び汚水はなく、雨水は自然浸透とし、オーバーフロー分は、雨水ますで側溝に放流ということでございます。

以上、受付番号31番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました。

補足説明を、農業委員の5番中嶋委員にお願いいたします。

中嶋委員… 5番の中嶋です。今説明がありましたとおり、本人さんの宅地が図面の左側ですね。場所は、腹赤小学校から腹栄中学校のほうに行きますと、右側に腹赤の児童公園があります。その四つ角を右に曲がって行くと、車は離合できませんけども、昔からの道がありまして、それを150mぐらい行ったら、こここのところに着くんですけども、その左側の宅地が、この申請者の宅地。これは道路から約3mほど高いんですけども、もうもともとその家を建てる時か分かりませんが、石垣をきれいに、何の石かな。建築ブロックじゃなくて、ちゃんとした石。＝ 　＝。きれいにずっと組んで、右側の畑のところまで組んであります。左の宅地のほうからも入り口ありますし、畑のほうからも、3mぐらいですけども、それから降りるような形でぐるっと生コンできれいに＝ 　＝も造られております。

後ろのほうの田につきましては、先ほど言われましたとおり、約1mぐらい後ろは高いです。こちらの宅地にして、そちらのほうに流出するということはございませんので、別に問題はないかなということで、実績、もう見に行きますと、この図面どおりに建っております。もともと塗装業をされておりますので、資材がかなりたくさんあるということで、見てきてですね。確認に行ったときは、家の方はおられませんでしたけども、一応確認をした中で、もう問題ないかなということで思っておりますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

濱北会長… ありがとうございます。詳しく説明をしてもらいました。続きまして、担当推進委員の中村推進委員に意見を伺います。

中村推進委員… 中村です。今、バシッと話されたように、別に何の問題もありません。今まで建って使われていたので、その間も何の問題もなかったんじゃないかと思っておりますので、審議のほどよろしくお願ひします。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局、農業委員、担当推進委員から説明がありましたけど、何か意見等ありますか。

はい、どうぞ。

土山委員… 2番の土山です。ここは第1種農地の特例で言えば、倉庫が建ちよるとのことばってん、これは＝ 　＝案件ということですけど、これは貸しとらす人が……、本人から出しとるとのことですか。

中嶋委員… もともと、この持ち主さんが……。

土山委員… 持ち主さんが、ここに＝ ＝。

中嶋委員… 持ち主さんというか、夫婦で貸し借り。夫婦やろうか、それとも、お母さんじゃろか。＝ ＝ばってんが。結局、こっちゃん来てから、その＝ ＝になって、届ばし始めたって、もともとそこに家あって、だけんが多分、娘にやっとなすけんが、婿どんにはやっとなすけんが、婿どんの名前にはされんちゅうことで、貸し借りになっとなすちゃんと思うとばってんですね。よく分からんばってんが、多分そがんだと思います。

土山委員… 単純に考えて、我が家の横に建てるっとなすやろう。

中嶋委員… そうです、そうです。

土山委員… 大体、もう特定になったように、雑種地っていう感じたいね。ほかに、本人からするならもう農地のままで使ったほうがよかつじゃなかつ。勝手に申請せんで。固定資産のばっさら上がるたいって思うたたい。

＝ ＝… 農業倉庫ならよかばってんが、建設倉庫やけんね。

＝ 委員… 建設倉庫やから。

土山委員… プレハブもよかろう。もう今まで問題なかなら、もう黙っとなすほうよかつじゃなかつ。結局、税務課から言うてきたつかね、これは。結局、宅地並みに税金ば払うてくれちゅうと言うっとなすやろ。

事務局… いや。何かですね、今回、何か本人さんがもう農地と思うっとなすやってみたたい。だけんが、ということで、調べたら農地だっただけん、ちよつと……。

＝ 委員… ＝ ＝、分からんさんじゃなかつ。どこじゃろうかって。

＝ 事務局… 本人が知らんちや分からんよ。

事務局… ちよつとやっば正式にちゃんとしておきたいということで、＝ ＝。

中嶋委員… 初めて＝ ＝調査が来たでしようが。こら誰んにとって。ここは宅地で、何で畑についとっとなすやろうかって。

＝ 事務局… 親が変えっとなすやっとなすたいな、前のね。

事務局… かもしれんですね。

＝ 事務局… そうするとですな。この第1種農地は、これは上のほうは、今、どがんなっとなすですか。10ha、ぴしゃっとなす農地。＝ ＝なかつじゃろう。

事務局… 多分、もうつながりだけで見ていると思うんですけどね。

= = … 周りはずっと麦作ってる。

= = … 麦作ってる。

= = … 麦ば作っとるです。

= = … 木とか、太かつは植わっとらん。

中嶋委員… 植わっとらんです。全部、隙間がなかほど作ってあります。

= = … 区画整理ばしとらんなりに、植わしてあるっちゅうこと。

中嶋委員… なぜか、 = =、上ぐらいからずっと。

= = … = =。

中嶋委員… 途中、途中で、もう家のぼこぼこぼこぼこ建っとるけんですね。

= =委員… そうそうそうそう。

中嶋委員… こがん = =。

= =委員… あそこ、どんどん家が建ってるもん。

= = … これはもう第2種農地ぐらいやろう、大体。

事務局… ばってん、一応地図上でいくと、 = =さんが言ったごと、
やっぱりつながっていくんです。

= = … つながっていく。つながりの = =ね。要する
にね。

= =委員… あちこち、もうずっと家が建っていきよんね、あそこね。様子
が変わってきとるもん。何年かぶりに = =。

中嶋委員… もう水は、もうなかけんですね。もう前は、ポンプがあったばって
んが、もう全部、中は機械はもう全部なくなってしもうとるけん。

濱北会長… ほかにございませんか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、採決をしていいですか。

はい の声有

濱北会長… ありがとうございます。議案第3号、受付番号31番について、原案
のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。
賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第31号、受付番
号31番は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。
次に進みます。23ページです。

今日の最後です。議案第4号「農用地利用集積計画（案）の決定につい
て」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局… それでは、議案第4号、農用地利用集積計画（案）が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、24ページが総括表となり、2021年の期間ごとの総括になります。25ページが今回の借手の一覧で、現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして、今後の経営面積となります。

詳細につきましては、26ページ、賃借権が6件、16筆、1万2,280㎡。27ページ、使用賃借権2件、2筆、983㎡となっております。

以上、議案第4号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。

ありません の声有

濱北会長… ありがとうございます。なければ採決します。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定をいたします。

以上で、本日の提出議案は全て終了いたしました。

委員、推進委員の皆様から、その他の意見、何かございませんか。意見、質問、何でもいいです。ないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、事務局のほうからお願いします。

（その他事務局説明）

濱北会長… それでは、もう全て終わりましたので、これをもちまして令和3年度第1回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

事務局… 起立。礼。

閉会（終了 午前11時＝ 分）